

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年7月28日

【会社名】 ソフトバンクグループ株式会社

【英訳名】 SoftBank Group Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 孫 正義

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目9番1号

【電話番号】 03-6889-2000

【事務連絡者氏名】 人事部長 青野 史寛

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目9番1号

【電話番号】 03-6889-2000

【事務連絡者氏名】 人事部長 青野 史寛

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 0円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の
合計額を合算した金額
26,292,771,000円

(注) 1. 本募集は、平成28年6月22日開催の当社定時株主総会の特別決議、及び平成28年7月4日実施の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行され、新株予約権につき金銭による払込みを要しないため、0円とする。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年7月4日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成28年7月28日に「発行数」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」「新規発行による手取金の額」が確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため、また、平成28年7月22日に臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

第三部 参照情報

第1 参照書類

2 臨時報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	43,200個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
	<省略>

<中略>

(注) 4. 本新株予約権の募集は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員、顧問に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社および当社子会社の取締役、 執行役員、従業員ならびに顧問	750名	43,200個

当社子会社には、当社孫会社、当社曾孫会社及び当社玄孫会社が含まれます。

(訂正後)

発行数	42,690個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株)
	<省略>

<中略>

(注) 4. 本新株予約権の募集は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	1名	2,500個
当社執行役員および従業員	44名	5,220個
当社子会社取締役	11名	9,900個
当社子会社執行役員および 従業員	629名	25,070個

当社子会社には、当社孫会社、当社曾孫会社及び当社玄孫会社が含まれます。

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

	<省略>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は、100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は4,320,000株が当初の上限となる。)</p> <p>ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率</p> <p>また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」)に、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に定める付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」)の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。</p> <p>ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、新株予約権割当日の終値を行使価額とする。</p> <p>なお、当社が、当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$ <p>また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>24,740,640,000円</p> <p>(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p> <p>なお、上記金額は、平成28年7月1日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額である。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 1株当たりの発行価格は行使価額と同額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
	<省略>

(注) 1. 行使価額は、平成28年7月28日に決定する。

<後略>

(訂正後)

	<省略>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」)は、100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は4,269,000株が当初の上限となる。)</p> <p>ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、本新株予約権全体の目的である株式の総数もそれに従って調整される。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率</p> <p>また、上記のほか、本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個あたりの価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」)に、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に定める付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、6,159円とする。</p> <p>なお、当社が、当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$ <p>また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>26,292,771,000円</p> <p>(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 1株当たりの発行価格は6,159円とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
	<省略>

(注) 1. 行使価額は、平成28年7月28日に決定した。

<後略>

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
24,740,640,000	2,000,000	24,738,640,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。なお、上記金額は、平成28年7月1日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額であります。

<後略>

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
26,292,771,000	2,000,000	26,290,771,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

<後略>

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

< 中略 >

2 【臨時報告書】

(訂正前)

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成28年7月4日)までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成28年6月24日に、関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき平成28年6月29日に、関東財務局長に提出

(訂正後)

1の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日(平成28年7月28日)までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成28年6月24日に、関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき平成28年6月29日に、関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき平成28年7月22日に、関東財務局長に提出